

目黒区立目黒中央中学校の通学に係る交通費補助要綱

平成18年3月23日付け目教学第1232号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区立目黒中央中学校（以下「目黒中央中学校」という。）を旧第六中学校の場所に設置する期間、生徒の通学に係る交通費の補助について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交通費補助対象者)

第2条 目黒中央中学校長が通学のため公共交通機関の使用を認めた生徒であつて、当該生徒が次のいずれかに該当するときは、交通費の補助の対象者（以下「交通費補助対象者」という。）とする。

- 一 住居から目黒中央中学校までの通学においては合理的な経路を使用するものとし、その通学距離が2キロメートルを超える、かつ歩行で30分を超える時間を要する者
- 二 前号に掲げる者のほか、目黒区教育委員会（以下「委員会」という。）が交通費を補助することが特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交通費補助対象者としない。
 - 一 目黒中央中学校の通学区域外から通学する場合
 - 二 目黒中央中学校に在籍する生徒が、転居により前項第一号に該当することとなった場合

(交通費の補助)

第3条 交通費は、住居から目黒中央中学校までの通学において合理的及び経済的な方法となる公共交通機関を使用する場合に、補助することができる。

- 2 交通費は、交通費補助対象者の保護者に補助する。
- 3 交通費の補助額は、公共交通機関の定期代相当額とし、その期間は経済的及び合理的な期間とする。

(交通費の補助の申請)

第4条 交通費の補助を受けようとする保護者は、目黒中央中学校長を経由して交通費補助申請書（別記第1号様式）及び使用交通機関の定期の写しを委員会に提出しなければならない。

(交通費の補助の決定)

第5条 委員会は、前条の申請があったときは、交通費の補助の要否を決定する。

(事情変更の届け出)

第6条 保護者は、通学経路及び交通費の補助に係る事項に変更が生じたときは、その変更内容を委員会に届け出なければならない。

(事情変更による決定内容の変更等)

第7条 委員会は、交通費の補助の決定をした日以後に生じた事情の変更により必要があると認めるときは、当該交通費の補助の決定の内容を変更又は取消すことができる。

(交通費の補助金の返還)

第8条 委員会は、前条の規定により交通費の補助の決定の取消しをした場合において、保護者が既に交通費の補助を受けているときは、期日を指定し、当該取消しの部分に相当する交通費の補助額を返還させなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 交通費の補助に係る手続き等は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。